

# 依頼試験・オーダーメイド支援・共同研究に基づく 名義使用について

依頼試験（試験・分析・検査）の成績書、オーダーメイド支援・共同研究の報告書をもとに、営利を目的として、カタログ、パンフレット、ホームページ等に茨城県産業技術イノベーションセンターの名称を使用する場合には、所定の手続きを行って事前の承認を得る必要があります。

- 茨城県産業技術イノベーションセンター名義使用要領
- （様式第1号）名義使用申請書

## 【注意事項】

- 1 依頼試験の場合は、成績書に記載された内容についてのみ名義使用できます。成績書の交付がない依頼試験の結果については、名義使用を求めることができません。
- 2 オーダーメイド支援・共同研究の場合は、報告書に記載された内容についてのみ名義使用できます。
- 3 審査の結果、承認できない場合がありますので事前にご相談ください。

## 【名義使用例】

成績書、報告書から試験データ等を広告物に転載する場合は、使用箇所に、茨城県産業技術イノベーションセンターの試験結果であること、成績書番号または報告書番号、成績書交付日または報告書発行日を明記ください。

<div data-bbox="568 1626 1023 1805" data-label="Text"><p>試験データ、グラフ、写真等</p></div>
<div data-bbox="740 1834 1235 1861" data-label="Text"><p>茨城県産業技術イノベーションセンターの試験結果</p></div>
<div data-bbox="1059 1883 1235 1910" data-label="Text"><p>産技セ第 号</p></div>
<div data-bbox="911 1933 1235 1960" data-label="Text"><p>令和 年 月 日（交付・発行）</p></div>